

レンタル契約締結に関し、下記事項をよくお読みになり、必ず同意の上でレンタルサービスをご利用下さい。

第1条(基本事項)

当レンタル規約をご承諾の上、お客様がエムエフ販売株式会社(以下弊社という)のレンタルサービス利用の申し込みを行うものといたします。

この申込みを弊社が確認・了解したときに、お客様と弊社との間にレンタル契約が成立いたします。弊社はお客様に対して、レンタル品引渡し時においてその商品が正常な性能を備えていることのみを担保しておりますが、使用目的への適合性については担保いたしておりません。また当該レンタル品の不具合を理由にした間接損害、特別損害は、弊社では責任を負いません。(ビジネスリスク不担保/作業遅れ、営業利益、損害の拡大等)

当該レンタル品の故障、不具合及び万一の事故、災害が発生した時は、速やかに弊社へご連絡をお願いいたします。

第2条(レンタル料金)

レンタル料金は、レンタル期間に応じて定められた料金とします。

第3条(支払方法)

レンタル料金(配送引取料金、消費税を含む)は、原則として現金による前払です。現金前払い以外の場合はお客様と弊社との別途協議になります。

第4条(レンタル期間)

レンタル期間は、ご利用開始日からご利用終了日までの日数計算となります。基本的に、ご利用開始日の前日納品、ご利用終了日の翌日回収となります。

※納品日と回収日はご利用日数に含みません。

第5条(対応地域)

弊社指定の配送可能地域以外も、お引き受け可能な場合がございますが、その場合には通常料金に追加料金がかかります。

第6条(商品の保全・使用方法)

レンタル品は、お客様のお手元に届き次第必ずご点検をお願いいたします。お受け取りになった日(弊社からの発送伝票のお問合せ番号で確認いたします)にお客様からご連絡がない場合、お届けした商品は『正常なものであり枚数も確かである』として判断いたします。

レンタル品は、その使用目的にあった通常の用法で使用し、使用保管についてもレンタルされたお客様が善良なる管理者の注意を以て管理するものとしたします。

レンタル品の無断での転貸、譲渡、改造等の不法ご利用は固くお断り致します。床・廊下及び階段養生材は、必ず弊社指定の養生テープで固定してからご使用ください。固定せずに使用した場合に生じた事故・怪我等、またはそれに起因する各種に関しまして、弊社では一切の責任を負いかねます。

ベストボード®（床養生材）は凹凸面を上にしてご使用ください。

レンタル商品ご利用の際には、糊残りのしにくいタイプをご使用になり、一般的な布テープはご使用にならないでください。

第7条(レンタル期間延長)

レンタル期間の延長は、レンタル終了日前にお客様から弊社へお申し出があり、弊社が承諾したときに限り可能です。レンタル期間が延長した場合は、規定の延長料金を申し受けます。ただし、弊社の承諾のない延長については一切お受けすることはできません。

第8条(中途解約)

レンタル期間の途中で商品を返却した場合であっても、代金差額のご返金はできかねます。

第9条(商品の滅失、顕損等)

下記の場合には、各種費用をお客様にご請求させていただきます。

レンタル期間中の商品の維持管理における費用（クリーニング費等）

弊社でクリーニング作業が必要な酷い汚れ（油・塗装など）や、正常な機能を損なうようなキズまたは破損がある場合には、基本的にお買取り実費負担をいただきます。

破損、盗難、紛失等で「原形返却」ができない場合のお買取り実費商品に破損があった場合の代金ご請求に関しましては、商品をお買取りいただくという観点から、商品代金に別途消費税を申し受けます。

その後、お客様にご返送（※運賃別途）するか弊社で処分（※処分料無料）をさせていただきますか、お客様にてご判断いただきます。

第10条(追加料金)

下記の場合には、各種費用をお客様にご請求させていただきます。

お客様からのご依頼または指示によるレンタル品の納入、引取に伴う運搬費用

通常のトラックでは配送できない場所(地下等の高さ制限がある場合)へのお届け時にかかるトラックチャーター費用レンタル品の返却を遅滞された場合は、弊社規定の延滞料金をいただきます。

レンタル品出荷後のキャンセルや引き渡し場所変更は、弊社規定のキャンセル料金または運搬の転送費用を申し受けます。

第 11 条 (契約解除)

お客様がこの規約を違反した場合、弊社は特別の通知・催告なしでこのレンタル契約を解除できるものといたします。この場合、お客様には直ちに商品を返却していただきます。なお、弊社の手元に商品が戻るまでの期間の料金及び追加料金を申し受けます。

第 12 条 (協議事項)

本規約に定めのない事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合は、当社とお客様の間で協議し解決するものといたします。

第 13 条 (管轄裁判所)

この契約に関してお客様と弊社との間に紛争を生じた場合は、弊社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします